

諮問番号：令和4年度諮問第30号
答申番号：令和4年度答申第43号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年12月17日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

令和2年3月16日に審査請求人の子（以下「子」という。）が緊急入院したことから同月18日付けで処分庁に対して保護開始申請書を提出した。

混乱し、また、情緒不安定な状況で処分庁からの聞き取りがあったことから、審査請求人世帯に長年使用していない銀行口座が何件もあったことを思い出すことができなかった。

これらの口座の残高が資産とみなされており、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、法第29条に基づく調査（以下「29条調査」という。）により、審査請求人世帯について、平成2年3月17日の保護開始時点（以下「保護開始時点」という。）の手持金が世帯の最低生活費の2分の1を超えていることが判明したため、保護開始時点の審査請求人世帯の手持金のうち、審査請求人世帯の保護の開始時の最低生活費の5割を超える額について、法

第63条により返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10問10の2及び生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10の6の2のとおり、保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とされ、保護の開始翌月以降に判明した保護開始時点の手持金についても、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であって、保護開始時点の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合については、同様に取り扱って差し支えないとされている。また、このとき保有を認めることができるのは、既に保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第63条により処理することとし、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した場合は、その全額を法第63条により処理することとされている。

(3) 本件についてみると、①審査請求人世帯が保護開始申請時に資産として申告した現金は11,000円であること、②処分庁は、審査請求人世帯への保護を令和2年3月17日に開始するに当たり、手持金の認定は行っていないこと、③令和2年4月14日以降、処分庁は、29条調査により、保護開始時点における審査請求人、審査請求人の妻（以下「妻」という。）及び子名義の預貯金が2,102,643円であり、妻名義の銀行への借入が1,805,850円であった旨を把握したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人世帯の保護開始時点における手持金について、審査請求人、妻及び子名義の預貯金（2,102,643円）から妻名義の銀行への借入（1,805,850円）を除き、保護開始時に申告のあった現金（11,000円）を足した額（307,793円）とした上で、審査請求人世帯の令和2年3月時における医療扶助及び介護扶助を除いた最低生活費（以下「本件最低生活費」という。）（142,480円）の2分の1（71,240円）を超える額（236,553円）を、保護開始時点の手持金として収入認定したことが認められる。

以上のことからすると、課長通知第10問10の2及び問答集問10の6の2に照らし、保護開始翌月以降に判明した審査請求人世帯の保護開始時点の手持金について、本件最低生活費の2分の1以内の額については保有を認め、超える額については、保護の決定における手持金として認定し、法第63条に基づき返還を求めることとした処分庁の判断に違法又は不当な点は

認められない。

なお、処分庁は、保護の開始決定後の翌々月以降に判明した手持金について、問答集問10の6の2に照らし、その金額を法第63条により処理するところ、課長通知第10問10の2と同様の取扱いをすると共に、保護開始時点の妻の銀行への借入相当額については手持金から控除する取扱いを行っているが、当該取扱いの理由は明らかではない。しかし、処分庁が当該取扱いを行ったことは、審査請求人に不利益となるものとは認められないことから本件審査請求において、本件処分を取り消すべき理由には相当しない。

(4) また、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1（1）のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないと定めている。

本件においては、本件処分に至るまでの間において、審査請求人から自立更生が必要な事項について申立てがあった形跡はなく、また、本件審査請求においても、審査請求人から自立更生に関する主張はなく、事件記録からも返還額の控除を行うべき事実を見出すことはできない。

これらのことからすると、法第29条第1項、法第63条及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10に照らし、保護開始時点において審査請求人世帯の手持金として収入認定した額を返還額とした処分庁の判断に誤りは認められない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年12月 2日	諮問書の受領
令和4年12月 6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月20日 口頭意見陳述申立期限：12月20日
令和4年12月21日	第1回審議
令和5年 1月23日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (4) 法第29条第1項は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（中略）第3条第2項に規定する共済組合等（中略）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者として第1号及び第2号を定めている。そのうち第1号は、「要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態（後略）」と定めている。
- (5) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (6) 次官通知第8の1は、収入に関する申告及び調査について、(1)から(4)を記し、そのうち(4)は、「収入の認定にあたっては、（中略）当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記している。また、次官通知第10は、

「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (7) 課長通知第10問10の2は、「保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。」について、答として、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。」とし、次として1及び2を記している。

そのうち1は、手持金の認定について、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (8) 平成24年課長通知1(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を記している。

そのうち④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）」と記している。

- (9) 問答集問10の6の2は、「課〔課長通知〕第10の10—2により、保護開始時の程度の決定にあたって認定すべき手持金は、最低生活費の5割を超える額となっており、5割以内の額の手持金は保有を認めてよいこととなっているが、保護の開始決定後に、本人が把握していなかった預貯

金が判明した場合も同様に取り扱いについて、答として、「保護の開始決定後に判明した預貯金が、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であって、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合については、同様に取り扱いして差し支えない。なお、このとき保有を認めることができるのは、すでに保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額の差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法第63条により処理すること。また、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、保護の開始決定後の翌々々月以降に判明した場合は、その全額を法63条により処理することとされたい。」と記載している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年3月18日付けで、審査請求人は、処分庁に対して保護開始申請書及び資産申告書を提出し、処分庁は、同月17日に生活が困窮している旨の相談があったことから、同日付けで、審査請求人世帯に対し、法による保護を開始した。

なお、上記の資産申告書により、審査請求人世帯の資産として、現金11,000円が申告され、預貯金については、審査請求人名義の預金先として、〇〇〇〇〇信用金庫（以下「A信用金庫」という。）が、妻名義の預金先として、〇〇〇〇銀行（以下「B銀行」という。）が、子名義の預金先として、〇〇〇〇〇信用金庫（以下「C信用金庫」という。）が申告されている。

- (2) 令和2年4月2日、処分庁は、〇〇信用金庫（以下「D信用金庫」という。）、〇〇〇〇銀行（以下「E銀行」という。）、A信用金庫、B銀行及びC信用金庫に対して29条調査を行った。
- (3) 令和2年4月14日、処分庁は、A信用金庫から29条調査に係る回答を受け、保護開始時点の審査請求人世帯名義の口座の残高について、審査請求人が41,118円、妻名義が5,635円であることを確認した。
- (4) 令和2年4月15日、処分庁は、D信用金庫から29条調査に係る回答を受け、保護開始時点の妻名義の口座の残高が10,000円であることを確認した。
- (5) 令和2年4月28日、処分庁は、B銀行から29条調査に係る回答を受け、保護開始時点の審査請求人世帯名義の口座の残高について、審査請求人名義が655円、妻名義が40,260円、子名義が388円であることを確認した。
- (6) 令和2年5月15日、処分庁は、E銀行から29条調査に係る回答を受け、

保護開始時点の子名義の口座の残高が785円であることを確認した。

- (7) 令和2年9月8日、処分庁は、子が仕事に復帰したこと及び別世帯の子から金銭的援助を得られることにより生活が安定することを理由とした、審査請求人世帯に係る保護の辞退届を受領したことから同月14日にケース診断会議を行い、同月1日付け審査請求人世帯の保護を廃止した。
- (8) 令和2年10月6日、処分庁は、C信用金庫に対して29条調査を行い、同月29日に当該調査に係る回答を受け、保護開始時点の妻名義の3つの口座の残高がそれぞれ、1,000,000円、1,003,802円、及び—1,805,850円（借入）であることを確認した。
- (9) 処分庁は、前記(3)から(6)及び(8)の29条調査の回答並びに前記(1)の資産申告書により、保護開始時点の審査請求人世帯が保有する資産を307,793円と算定し、本件最低生活費142,480円の5割を超える236,553円を保護開始時点の手持金として認定した上で、令和2年12月17日付けで、同額の返還を求める本件処分を行った。
- (10) 令和3年3月2日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 審査請求人は、処分庁が29条調査により、審査請求人世帯に長年使用していない金融機関の口座があることを把握し、これらの口座の残高を資産と認定して本件処分を行ったことについて、不服を主張するものと推測する。

本件についてみると、処分庁は、令和2年3月17日付けで審査請求人世帯の保護を開始し、同年4月2日付けで金融機関に対して29条調査を行い、前記2(3)から(6)のとおり、同月14日から同年5月15日の間に回答を受け、保護開始時点において、審査請求人の口座には41,773円、妻の口座には55,895円、子の口座には1,173円の残高があることを確認した。

また、処分庁は、令和2年10月6日付けでC信用金庫に対して29条調査を行い、前記1(8)のとおり、同月29日に回答を受け、保護開始時点において、妻名義のC信用金庫の3つの口座には、それぞれ、1,000,000円、1,003,802円、及び—1,805,850円（借入）の残高があることを確認した。

そして、処分庁は、保護開始時点の審査請求人世帯の口座の残高の合計額2,102,643円からC信用金庫の妻名義の借入1,805,850円を除き、保護開始申請時に申告のあった現金11,000円を加えた307,793円を保護開始時点の審査請求人世帯が保有する資産として算定し、本件最低生活費142,480円の5割を超える236,553円を保護開

始時点の手持金として認定した上で、同額の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 費用返還義務について定めた法第63条は、前記1(5)のとおり、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねるべきとの趣旨によるものと解するのが相当である。

また、費用返還の行政実務では、前記1(8)の平成24年課長通知が参照されている。

平成24年課長通知1(1)では、費用返還については、原則、全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額は返還額から控除して差し支えないと示されている。

本件においては、審査請求人からは、法第63条に基づく費用返還の対象額から控除すべき使途その他の事情について具体的な主張立証はなく、事件記録からもそのような事情は認められない。また、前記2(7)のとおり、子が仕事に復帰した等により生活が安定したとして保護の辞退届があったことも併せて考慮すれば、前記(1)のとおり、保護開始時点の手持金として認定した全額を返還の対象とした処分庁の判断に、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用は認められない。

- (3) 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)を定めている。そして、保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金については、前記1(7)のとおり、課長通知第10問10の2において、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額とする旨が定められている。

また、保護の開始決定後に判明した預貯金については、前記1(9)のとおり、問答集問10の6の2において、保護開始時の手持金と開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合は、上記の課長通知と同様に取り扱って差し支えなく、当該世帯の保護開始時の最低生活費の5割を

超える額を法第63条により処理することとするが、保護の開始決定後の翌々々月以降に判明した場合には、その全額を法第63条により処理する旨が示されている。

上記の課長通知及び問答集の内容は、法第63条の解釈として合理的なものと言え、前記(1)のとおり、処分庁は、基本的にはこれらに基づき手持金の認定を行っていることが認められることから、本件処分の判断に不合理な点は認められない。

なお、処分庁が令和2年10月6日付けでC信用金庫に対して29条調査を行い、同月29日の回答により判明した手持金は、保護開始決定後の翌々々月以降に判明したものである。①上記の問答集に照らせば、当該手持金は、その全額を法第63条により処理することとなるが、処分庁は、これと異なり、上記の課長通知と同様に審査請求人世帯の最低生活費の5割を超える額を手持金として認定を行ったことが認められる。②また、処分庁は、1,805,850円の借入金相当額を手持金から控除する取扱いを行っていることが認められる。上記の①及び②の取扱いは、処理基準等に基づく処理ではないが、審査請求人にとって不利益に働くものではないと言えるため、本件審査請求では、国民の権利利益の救済を図ることを目的とした審査請求制度の趣旨に鑑み(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第1条及び第48条参照)、これらの取扱いが行われたことをもって、本件処分を違法又は不当とは判断しない。

(4) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会
委員(部会長) 野呂 充
委員 重本 達哉
委員 船戸 貴美子